

「統計データの二次利用促進に関する研究会」における
検討事項に係る対応方針案(第3版)

《二次利用の運用手続面について》

1 利用目的の範囲

・利用目的は、公益性を確保するために「学術研究の発展に資すると認める場合その他総務省令で定める場合」としているが、学術研究の範囲をどのように定義し運用すべきか。

「公益性」を求める理由

「委託による統計の作成等」の場合、依頼者自身が調査票情報を利用することなく、秘密の保護は確実であると言えるが、その実施に当たっては、相当程度の事務作業を伴い、国民の共有財産である行政資源を費やすことになるものであり、また、目的の如何を問わずに依頼に応ずることとした場合には、調査対象者の統計調査に対する信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障をきたすおそれがあることから、一定の公益性を求めることとしたものである。

「匿名データ」は秘匿措置が施されているものであるが、個別別の情報が提供されることになるものであり、調査対象者の統計調査に対する信頼を損なわないよう留意する必要があることから、一定の公益性を求めることとしたものである。

「学術研究の発展に資すると認める場合」

大学や研究所等において教授、准教授、助教、講師、ポストドクター、大学院生等が学術を目的として研究活動を行う場合を想定。ただし、一定程度の公益性を確保するためには、当該研究によって社会に対する何らかの貢献が認められることが必要であり、学術論文等の形で研究の成果が公表され、社会に還元されることを要件とすることを総務省令で規定する予定である。

「その他総務省令で定める場合」

現在のところ、学術研究の目的以外では、大学等において講義・演習等の教育目的に利用するような場合を、総務省令で規定する予定である。

教育目的とは大学の授業等で学生が匿名データを直接利用するということも想定しているものであり、その場合は、指導教授等の指導監督の下で、かつ使用場所は教室内・研究室に限るなどの要件は必要であると考えている。

- ・ 特に大学等や民間研究機関等は理解しやすいが、民間企業における営利目的と学術研究の境界をどのように区分すべきか、また、その両方を含んでいる場合の考え方をどうするか。

大学・研究機関以外で「学術研究の発展に資する場合」とは

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合についても、学術的な研究と言い得るもので、当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、該当するものとする。例えば、分析結果等を誌上等で公開したり、学会等で発表するような場合は該当するものとする。

ただし、当該研究の成果が内部の業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポートの作成の基礎資料とする場合等は公益性があるとは言えないので認められないものとする。

また、営利目的と学術研究の両方を目的としている場合であっても、当該研究の成果が社会に還元される場合であれば利用可能として取り扱う。

《追加検討事項》

- ・ 匿名データの提供については、利用目的の審査を行政機関が行うことは適切ではなく、学問の自由、思想の自由の観点から、第三者専門家機関が審査すべきではないか、という提言がなされているが、どのように考えるか。

利用目的の審査に当たっては、依頼者の属する機関が外形的にみて研究を行っている機関であるかどうか(外形的だけでは判断できない場合もあるが)、研究の成果が社会に還元(学術論文等の形で研究の成果が公表)されることになるか、提供したデータの管理に信頼がおけるか、研究内容と利用される統計調査の関係が適切であるか(例えば、オーダーメイド集計で依頼のあった統計表がその統計調査で作成可能かどうか)等を中心に判断することを考えており、研究内容の重要度等を評価するものではないものと考えている。

統計調査の調査対象者の信頼を損なわないためにも、調査実施者として適正に審査の上匿名データを提供しているということを行う必要があるとともに、統計調査の内容や匿名データの内容について最も詳細に把握しているのは調査実施者自身であることから、調査実施者が判断することが適切ではないか。

諸外国の事例を見ても、学術研究や教育目的の場合に提供が認められるケースがあるが、個々の利用に当たって第三者機関がそれを審査するというのではなく、提供する者がそれを判断している場合が多いのではないか。

したがって、調査実施者として、適正に審査の上判断することとなるが、その提供状況については、統計法第55条で規定しているとおり、総務省がとりまとめの上公表するとともに統計委員会へも報告することにより、公平性・透明性を確保するものである。

総務省が取りまとめて公表・統計委員会へ報告する内容については、申請件数、提供件数等を想定しているが、透明性を確保するためにどのような内容にするか、例えば、申請に応じられなかった場合には、研究者の個人情報の保護にも配慮しつつ、研究概要、応じなかった理由等を報告するということも検討。

2 利用申請事項

- ・ 利用の際の申請書は統一様式を定める予定としているが、記載事項の内容として、適切な事項とはどこまでか。

想定する申請事項は次頁表のとおり。

(1) 委託による統計等の作成の場合

申 請 事 項	内容及び補足
申請者欄	・ 申請者の所属，氏名，連絡先
使用する統計調査の名称及び年次	
利用目的	・ 研究計画名 ・ 研究内容(具体的) ・ 研究成果の取扱い(学会で発表，誌に掲載等)
集計等の内容	・ 集計表の内容 (集計表様式を添付) ・ 分析の内容
共同研究者の氏名及び所属	

(2) 匿名データの提供

申請事項	内容及び補足
申請者欄	・申請者の所属及び職名，連絡先
統計調査名及び年次	・複数のデータセットが用意されている場合はそれを選択
利用目的	・研究計画名 ・研究内容(具体的) ・研究成果の取扱い(学会で発表，誌に掲載等)
使用場所	
データの管理方法	・使用場所及びデータの保存場所，パソコンの使用環境(インターネット非接続等)
データを取扱う者の範囲	・共同研究者 ・外部委託する場合の委託先等

3 利用目的の審査要件

- ・ 利用目的を審査する要件としては「公益性」があるか否かをポイントとしているため，それを判断できるような書類等とはどのようなものが考えられるか。
- ・ 特に，利用者側からみて，負担の少ない書類等について一般的にどのようなものが想定できるか。(例えば，研究計画書，利用者の過去の研究実績等が想定されるが，過去の研究実績が少ない者でも認める方向で検討する必要があるのではないか。)

利用者の負担の少ない公益性を示す書類等とは

研究計画書，研究費を確保のために作成する既存の書類，利用者の著書・論文一覧，あるいは発表予定の学会・大会，掲載予定の学術誌，機関紙，専門誌，業界誌等を提出する研究計画書に記述する等

若手の研究者の場合は，指導教授や大学，学会からの推薦状等。

雇用の契約はなされていないが，大学に籍があるポストドクターのような場合は，それを証明する書類を可能であれば添付。

4 審査結果に対して不服があった場合の対応の方法

- ・ 審査の結果，申請に応じられないとした際に，利用者から不服の申し出があった場合に，どのように対応することが適切であるか。

なお，本事案は，統計法においては「行うことができる」とされていることから，行政手続法第2条第2項に規定する「処分」には該当しないと想定しているもの。

行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。
- 二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

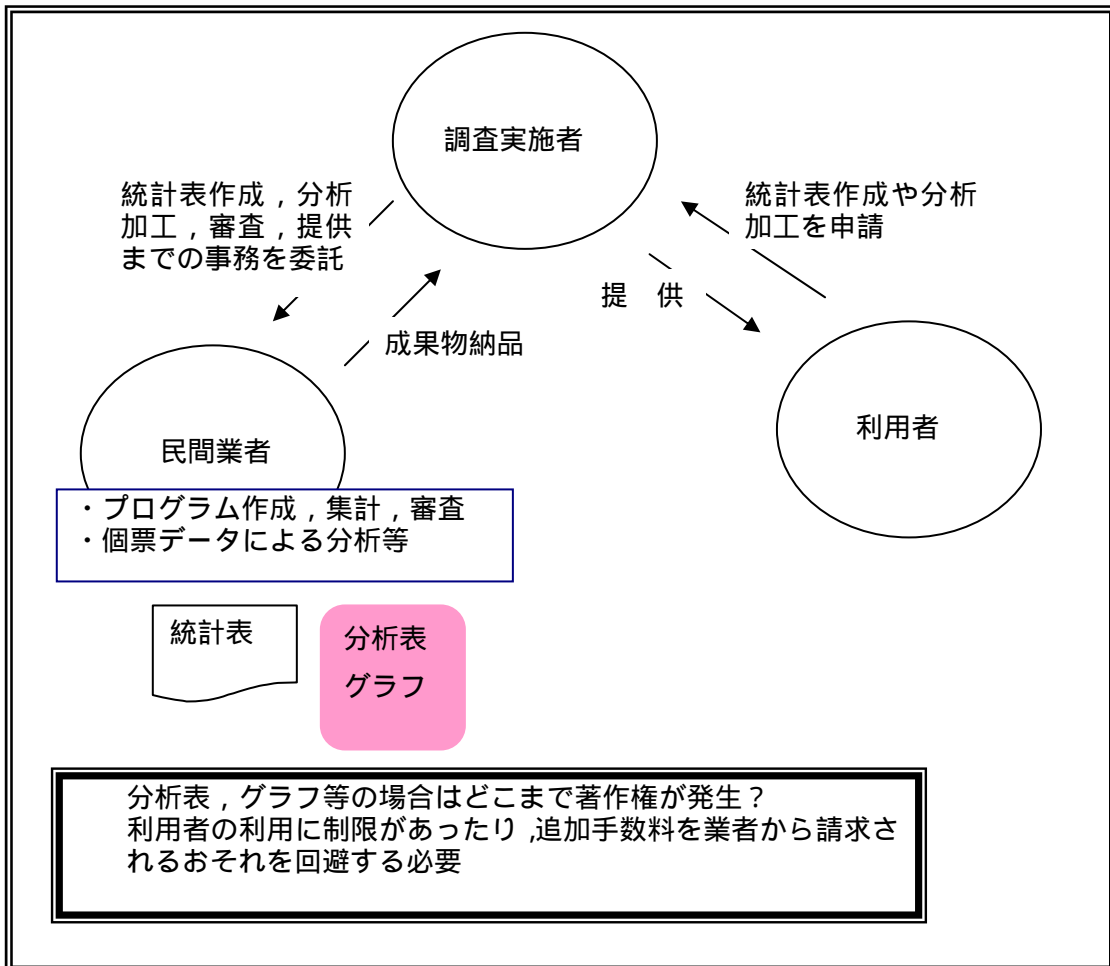
「処分（行政庁の処分その他公権力の行使）」に当たらないとすれば，法的にはそれを救済する制度はないものであるが，行政手続法の精神に則り，求めに応じられない理由を申請者に説明すること，申請・提供状況を外部からでも見られるよう透明性を確保することが必要である。

また，運用に当たっては，例えば，二次利用に関する政府統計全体の相談・苦情等の窓口機能を設けそこで苦情等の受付・斡旋等を行えるような制度を検討する。

5 一部事務を民間委託により実施する場合の留意事項等

- ・ 「委託による統計の作成等」において、集計事務及び提供事務を民間に委託した場合に、民間業者の創意工夫により、付加価値が付けられたものを利用者に提供された際に、どこまで著作権が発生するか。

次のような状況を想定。



一連の事務の過程で、利用者あるいは委託を受けた民間業者に著作権が発生する可能性は否定できない。

したがって、集計・分析業務を民間業者に委託する場合は、成果物に著作権が発生するようなものが含まれないよう契約上明確にしておく必要がある。また、特別な分析やグラフの作成等民間業者の創意工夫の余地があるものを委託せざるを得ないような場合には、その成果物の著作権は委託側に帰属する旨を明確にしておく必要がある。

また、依頼者側に対しても、事後に同様な依頼があっても応じられないということが起こると運用上支障が生じるので、回避するための手段として、著作権を主張しないということをおしる要件に入れることが必要である。

6 その他利用者からみた運用面での留意事項等

- ・ 二次利用を推進していくにあたって、利用者の利便性を向上させるために、どのような仕組とすべきか。

提供媒体・方法について

		委託による統計の作成	匿名データ
媒体	出力用紙	×	-
	電磁的記録媒体(CD-R等)		
方法	郵送		
	直接		
	オンライン		×

提供されたデータ等の使用後の措置

匿名データについては、利用終了後提供したCD-R等は破壊又は返却という方向で検討する。ただし、利用期限内に終了しない場合は、延長可能とする。

委託による統計の作成等により提供された統計表等については、その管理及び使用後の措置を特段定めないことでよいか。あるいは第三者提供の禁止等の措置が必要ではないか。

この場合、最初に依頼した者には、その目的に公益性を求めることとしながら、依頼者に提供した統計表等が公開されれば、目的を問わず誰でも自由に利用できることについては、最初の依頼者の場合は、間接的であるにせよ、その者の研究のために、公共財である調査個票や人的資源等を使用することから、公益性を求めているものと整理できるのではないか。

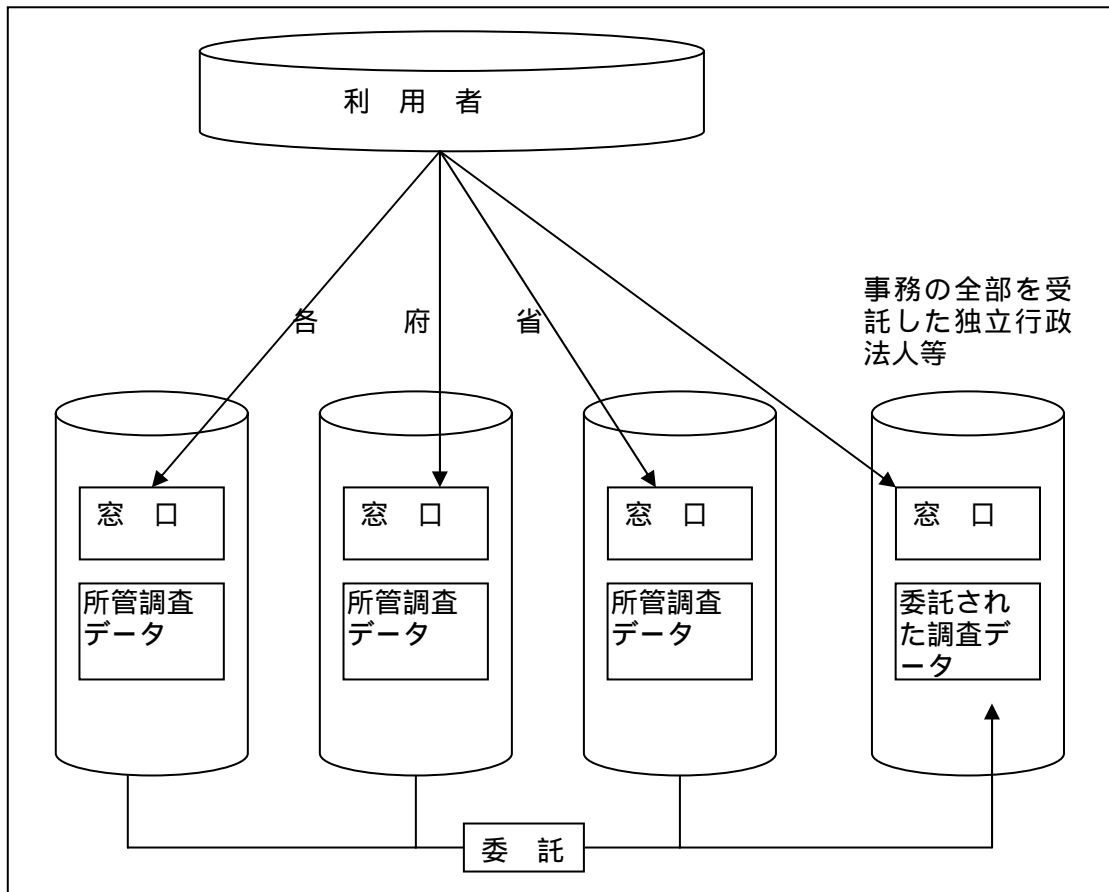
どの統計調査を匿名データとして作成するかを決めるのは誰か

各府省が判断することとしている。

基本計画において優先して作成すべき統計調査を明記することも考えられる。どの統計調査が必要が高いかというニーズ把握も重要

政府統計全体の二次利用に関する提供窓口について

二次利用の提供窓口は、現時点では、下図のとおりデータを所有している各府省毎に置くこととし、申請書は各府省の窓口へ提出することを想定している。仮に利用者からの申請をどこかで一括に受付けたとしても、特にオーダーメイド集計の場合は、個別に利用者と提供者とで打合せ等を行った上で、応諾するかどうかが決定的されるものであるため、利便上の差異は大きくないものと考えられる。



一定の期間のみ受付けてそれ以外は受付けないということは、一般の行政サービスとの関係では難しい面もあると思われるが、事務の効率化や事務処理の計画化等を図るため、例えば、年間の受付時期・期間を年数回に限定する等の方法は考えられるのではないかと。

なお、将来的には、諸外国の事例のように、データの保存と提供を一体化したデータ・アーカイブを構築することにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、提供者の事務の効率化を図る必要があると考えている。

匿名データを作成する統計調査の範囲について

一般に事業所を対象とした統計調査においては、匿名化が困難であると言われているが、可能なものについては積極的に作成・提供すべきであり、ガイドラインの記載に当っては、当初から世帯を対象とする統計調査のみに限定するような表現は避ける方向で検討する。

国外の研究者に対する提供について

統計法における罰則規定のうち、匿名データの提供を受けた者あるいは匿名データの取り扱いに関する業務の委託を受けた者等が図利目的で使用した際の罰則については、日本国外においても適用すると規定されており、枠組みとしては外国の研究者に対しても提供可能である。

ただし、国外の研究者へ提供する場合には、各種手続のための書類や調査情報に関する膨大な書類等を翻訳する必要があるため、環境整備には相当の時間を要するものである。

統計法 抜粋

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

レプリカデータの作成・提供について

レプリカデータは、統計法で規定している匿名データのひとつの形態であるとするか、あるいは全くの擬似データであるとするか、によりその取り扱いが異なるので、定義を明確化した上でその作成・提供について検討していくこととしたい。